

藤沢市職員定数条例の一部改正について

1 藤沢市職員定数条例の制定・これまでの改正状況

本市では、昭和24年に藤沢市職員定数条例(以下「条例」という。)を制定・施行して以降、「各年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める職員の定数(別表)、いわゆる「条例定数」を改正してきました。

その中で、平成29年には、新たな行政需要への対応に加え、雇用と年金の接続に伴う再任用フルタイム勤務職員の増加への対応、また、令和2年には、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う職の整理への対応などにより、所要の改正を行ってきました。

「各年度の職員定数」

区分		平成29年度 定数	平成30年度 定数	令和元年度 定数	令和2年度 定数	令和3年度 定数 (予定)
市長部局の職員	一般職員	1,989人	2,003人	2,009人	2,017人	2,035人
	市民病院職員	797人	808人	817人	914人	916人
議会事務局職員		14人	14人	14人	16人	16人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		221人	223人	227人	229人	229人
選挙管理委員会事務局職員		9人	9人	9人	9人	9人
監査委員事務局職員		9人	9人	9人	9人	9人
農業委員会事務局職員		6人	6人	6人	6人	6人
消防職員		442人	442人	452人	452人	452人
合計「各年度の職員定数」		3,487人	3,514人	3,543人	3,652人	3,672人
(対前年度増減)		28人	27人	29人	109人	20人
「条例定数」		3,544人	3,571人	3,600人	3,709人	3,729人

2 改正内容

条例定数 3,709人→3,729人(20人増)

「令和3年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める定数(別表)、いわゆる「条例定数」を改正するものです。

現行の条例定数(3,709人)＋行政需要への対応による増減数(20人)＝3,729人

「定数条例別表 増減表」

区分		現行の定数 A	業務増への対応 B	業務見直しによる減 C	行政需要への対応による増減数 D (B+C)	改正定数 E (A+D)
市長部局の職員	一般職員	2,066人	35人	△17人	18人	2,084人
	市民病院職員	914人	2人	0人	2人	916人
議会事務局職員		16人	0人	0人	0人	16人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		236人	2人	△2人	0人	236人
選挙管理委員会事務局職員		9人	0人	0人	0人	9人
監査委員事務局職員		9人	0人	0人	0人	9人
農業委員会事務局職員		6人	0人	0人	0人	6人
消防職員		453人	0人	0人	0人	453人
合計		3,709人	39人	△19人	20人	3,729人

(1) 行政需要への対応による増減数(D)の内訳

ア. 業務増への対応(B)の主な内容

デジタル市役所・スマートシティ関連業務への対応、マイナンバーカード北部窓口の開設、新型コロナウイルス感染症対応、保育施設の増加に伴う各種業務増への対応、藤が岡保育園の定員拡大、病児保育事業への対応、ふれあい収集業務増への対応、市民病院の感染対策室開設、GIGAスクール構想関連業務への対応

イ. 業務見直しによる減（C）の主な内容

国勢調査の進捗、介護保険課の窓口業務委託、保険年金課の窓口業務委託、柄沢保育園の段階的な縮小

※ 改正後の「条例定数(3,729人)」と「令和3年度の職員定数(3,672人)」の差の57人は、平成29年度に「雇用と年金の接続」に伴い再任用短時間勤務職員115人をフルタイム勤務換算して計上した57人分です。この57人分については、令和4年度以降にその時点での再任用フルタイム勤務職員の状況を踏まえ、改めて整理するまでの間は、「各年度の職員定数」の増減とは別要素として取り扱うものです。

3 今後の職員定数の考え方

行財政改革2020実行プランの取組とともに、「藤沢市定員管理基本方針2020」に基づき、BPRによる業務の効率化や外部資源等の活用に加え、再任用職員や任期付職員などの多様な任用形態の職員の活用により、効率的な業務執行と人件費の抑制に取り組んできました。

今後につきましては、「適正な定員管理等による人件費の抑制」を新たな行財政改革における実行プランに位置づけることを予定しております。現在及び将来を見据えた課題への解決を図るため、令和2年度から導入した会計年度任用職員の業務領域などの評価・検証を踏まえ、現行業務の仕組みと手法の転換に向けた業務改善の取組や更なる外部資源の活用の検討などを行う中で、職員の適正配置を一層強化してまいります。

以 上